

令和3年(ワ)第25239号 除名処分無効確認等請求事件

原告 池田利恵

被告 自由民主党外2名

答 弁 書

令和3年12月6日

東京地方裁判所民事第4部合議 A 係 御中

〒102-0093

東京都千代田区平河町1丁目1番1号

平河町コート303号

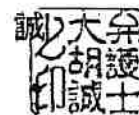
橋爪・岩佐・大胡法律事務所(送達場所)

電話 03(5211)6866

FAX 03(5211)5595

被告西野正人訴訟代理人

弁護士 大 胡



第1 本案前の申立て(請求の趣旨第一項について)

1. 原告の被告西野正人に対する訴えを却下する。
2. 被告西野正人にかかる訴訟費用は原告の負担とする。

第2 理由

後述(第4、3)のとおり、訴外自由民主党日野総支部(以下「訴外日野総支部」という。)の除名処分なるものは、訴外自由民主党東京都支部連合会(以下「訴外都連」という。)の規約上は上申である。

なお、原告に対する一連の処分について検討するに、「政党が黨員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」というべきことは確立した判例である(最三小判昭和63年12月20日裁判集民155号405頁)。そして、訴外日野総支部が上申し、それを受けて、訴外都連が行った除名処分は、政党である自由民主党の支部連合会である訴外都連がその所属黨員を懲戒処分として除名したというもので、政党の内部的な問題にとどまり、

一般市民法秩序と直接の関係を有せず、裁判所の審判権が及ばないことは明らかである。本件除名処分について裁判所の審査権が及ばないのであるから、原告の確認請求は不適法であり、却下されるべきである。

第3 本案の答弁(請求の趣旨第一項、第四項に対する答弁)

1. 原告の被告西野正人に対する請求をいずれも棄却する。
2. 被告西野正人にかかる訴訟費用は原告の負担とする。

第4 被告西野正人の主張

1. 被告西野正人(以下「被告西野」という。)は、原告に対する本件除名処分が行われた際に、訴外日野総支部の支部長を務めていたものである。
2. 原告の主張は、令和3年3月10日付の訴外日野総支部による除名処分は違法無効であるから、日野総支部長を務めた被告西野に対し不法行為に基づく損害賠償を請求するとするものである。
3. しかしながら、原告が主張する訴外日野総支部の処分なるものは、訴外都連の規約上は除名処分の上申に過ぎず、原告に対する処分ではないので、この点に関する原告の主張は誤解である。本件は、訴外日野総支部において原告の行為は除名処分に相当するので、任意に離党する機会を与えた上で、猶予した期間内に原告が任意に離党しなかったことから、除名処分をしてもらうために、党紀委員会の審査を上申したのに過ぎない。
4. その後、令和3年4月26日、訴外日野総支部から上申を受けた訴外都連において除名処分が下された。これに対して、令和3年5月6日、原告から、都連規約35条5項に基づく再審査請求がなされた。そこで、同年11月25日、原告による再審査請求が常任総務会に付議され、常任総務会において、再審査すべき相当な理由がないとのことで再審査請求は却下されたものである。
5. 原告に対する処分は、訴外都連の規約に従って、適正手続きに則ってなされている。
6. 被告西野が行った上申ないし原告に対する一連の手続きについては、上記第1、第2記載のとおり、裁判所の審査権が及ばない結果、裁判所は本件処分が違法か

否かについて判断することができないから、かかる手続きが違法であることを理由とする被告西野の不法行為は成立しない。

また、仮に、原告の処分が一般市民法秩序と直接の関係を有すると解したとしても、かかる場合の除名処分の当否は、政党等の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り上記規範に照らし、上記規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続きに則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も上記の点に限られる(前掲最高裁判例)。そして、本件で原告は、訴外都連の定めた規範に従い、適正な手続きに則って処分されているのであるから、当該処分は有効である。

以上